

令和7年度沖縄県産業人材育成計画(仮称)に関するニーズ調査及び策定業務委託 仕様書

この業務委託の公募については、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業であることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものである。

1 委託業務名：沖縄県産業人材育成計画(仮称)に関するニーズ調査及び策定業務委託

2 契約期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

- ① 下記「5. 業務内容 【調査業務】 対象業種」の県内事業所における専門職種別労働者の需給状況及び職業能力開発に関するニーズを把握し、沖縄県産業人材育成計画(仮称)の策定と沖縄県職業能力開発校のあり方の再編整備等の基礎資料とする。
- ② ニーズ調査により得られた結果を、県が実施する産業人材施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、産業人材施策の基本的な方向性などを定める「沖縄県産業人材育成計画(仮称)」の策定に向けて、沖縄県職業能力開発審議会と有識者会議の開催や求職者等の意見の整理・分類等側面支援を行う。
- ③ ①・②を踏まえ、「沖縄県産業人材育成計画(仮称)」のうち沖縄県職業能力開発校のあり方(訓練科再編)をまとめ策定する。

4 委託料上限額：20,535千円以内(消費税及び地方消費税(10%)含む)

提案にあたっては、総額20,535千円以内(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。

(この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。)

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 報償費(委員謝金等)
- ③ 旅費
- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 再委託費
- ⑨ 一般管理費(人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする。
- ⑩ 消費税

- ※ それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。
- ※ 「再委託費」は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費及び仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
（請負契約の例：パンフレットの製作と印刷、番組等コンテンツ制作等）
- ※ 事業終了時に完了報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。

5 業務内容

受託者は、以下の（１）～（５）にかかる調査及び業務を行うものとする。

（１） ニーズの調査・集計・分析・ヒアリング

ア：企業のニーズ調査

ア) 調査対象：沖縄県内の日本産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」、「情報通信業」、「製造業」、「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「運輸業、郵便業」「建設業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の該当企業のほか、専門職種別労働者の需給状況及び職業能力開発に関するニーズを把握するに当たり追加が必要な業種。

イ) 対象事業所：5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち産業別・常用労働者規模別に無作為に抽出した約600企業。

ウ) 一次調査：ア) イ) を満たした企業に、ニーズ調査を実施する

エ) 重点調査：ウ) で実施した企業の中から、県・受託者間で調整のうえ、更にニーズ調査が必要とされる企業へのニーズ調査とヒアリングの実施。約70社(7分野×10社程度)

イ：求職者への調査

沖縄県内の各公共職業安定所（ハローワーク）で開催される求職者への説明会等の参加者に実施。

ウ：ア)・イ) の調査結果を集計しその傾向等を分析

エ：ニーズ調査の実施方法等

1. アンケートの実施方法

原則、発送は郵送とし、郵送又はWeb回答により回収するものとするが、ほかに有効な方法があれば提案することも可とする。スマートフォン・パソコン等からアクセス可能なWeb回答システムについては、発注者が準備し、受託者にURLを提示する。

2. 質問項目の作成

対象企業のニーズを把握するための質問項目を作成する。

質問項目原案を作成し県と協議し、県の計画策定に有益な情報を収集できる構成となるよう、修正及び追加等を行うこと。項目数等の詳細は県と協議の上、決定すること。

3. ニーズ調査に関する経費、調査票、封筒、依頼状、封入・封緘、回収、督促等かかる経費については適切に見積もること。

4. ヒアリング項目の作成

企業情報やアンケート結果から、より詳細な状況を知る必要があると判断される企業や関係する業界団体等を訪問して、ヒアリングを実施するため、ヒアリング項目を作成すること。ヒアリング先の数やヒアリング項目数等は県と協議の上、決定する。

ア 企業へのヒアリング

イ 人材育成支援に関するヒアリング項目

オ. 調査データの集計

調査期間中に回収したニーズ調査の調査票及びWeb回答について、記入内容の点検、自由回答を含むデータ入について、記入内容の点検、自由回答を含むデータ入力・点検を行い、に回答内容を一覧記載したエクセルデータを作成すること。全設問について、単純集計を行い、詳細については、県と協議すること。

(2) 沖縄県職業能力開発審議会の開催・運営

沖縄県産業人材育成計画（仮称）の策定にあたっては、沖縄県職業能力開発審議会「以下「審議会」と表記」と審議会の委員で構成する部会、その他ワーキングを、審議会3回、ワーキング4回、部会1回程度を開催して検討する。委員の選定については県が決定する。

【業務内容】

ア) 出席に係る各種手続き

（沖縄県職業能力開発審議会委員に対する旅費、報酬の支払い補助、ワーキング部会、部会の委員の旅費、報酬の支払いを含む）

イ) 審議会実施スケジュールの策定、各委員との日程調整等

ウ) 審議会及びワーキング部会の議題設定を沖縄県と調整

エ) 審議会の資料・議事録作成

なお、企画提案にあたっては、審議会等の進め方などを提案すること。

(3) 浦添職業能力開発校及び具志川職業能力開発校施設の状況調査

訓練校の実習棟で劣化度が激しい8棟程度（各校4棟程度）を簡易に劣化調査（目視

等)し、現状把握を行い、改修等の適切と思われる時期を示すこと

※参考 対象建物数 具志川校 10棟、浦添 6棟

(4) その他上記に付随する業務

(5) 上記(1)から(4)を踏まえた推進計画案を作成する。その際、推進計画案に記載する必要項目等については、沖縄県と調整の上で作成することとする。

6 企画提案内容

提案内容として、以下の項目を明記すること。

ア アンケート調査方法の提案及び沖縄県の労働環境を踏まえたアンケート項目の提案

イ 職業訓練の課題等の検討方法の提案

ウ 審議会及びワーキンググループの開催方法や進捗管理等の提案

エ その他各業務を行う上で効果的だと思ふ提案

7 実施体制

打ち合わせ等に円滑に対応できる体制であることを示すとともに、事業実施の全体的な体制図や関係機関との連携体制、携わる人数、役割等分かりやすく記載すること。

8 実施スケジュール

下記実施期間を参照し、1枚にまとめて図示すること。

①令和7年8月末までにアンケート集計

②令和7年10月までに求職者アンケート集計

③令和7年10月末までに特定分野企業ヒアリング修了

9 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

10 成果品

① 沖縄県職業能力開発校のあり方(仮)

② 沖縄県職業能力開発校のあり方(仮) (概要版)

③ 沖縄県職業能力開発審議会等の議事録や打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント

④ ニーズ調査のとりまとめ結果と分析

⑤ 施設の評価状況

⑥ 業務完了報告書

※図書の体裁A4判縦、横書き、作図等は適宜(A3判の折込可)

納品方法：①②は紙媒体カラー版・各30部、

③④ 電子媒体(CD-R)に格納し2部(ファイル形式は、ワード、エクセル)

ル、パワーポイント等とする。事前に確認ください。)
⑤紙媒体 1部・CD-R 1部

11 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、沖縄県に帰属する。

12 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。また、当該委託業務の公募参加者に業務の再委託を行うことはできない。

(4) 再委託の承認

上記 (1) (2) (3) を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

② 原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

13 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

14 その他

(1) 受託者は業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合もある。

(4) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(5) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないようにし、

委託者である沖縄県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしない。

- (6) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者である沖縄県に帰属するものとし、沖縄県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項のほか、沖縄県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (10) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者である沖縄県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (11) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第54号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階（南側）

沖縄県労働政策課人材育成推進班

電話：098-866-2366

F A X：098-866-2355

メールアドレス：aa058009@pref.okinawa.lg.jp